

【協議 1】

玉名市運賃協議分科会の規約の変更について

①運賃協議分科会について

道路運送法により、運賃又は料金については運賃協議分科会で、その他の内容については玉名市地域公共交通会議で協議している。

対象路線：路線バス（玉名市街地循環線・くまもと県北病院線）、乗合タクシー

【根拠法令】

（新）道路運送法 9条4項

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

（新）道路運送法 9条5項

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

※通常の運賃改定及び「無料の日」実施時などに分科会を開催してきた。

※複数事業者の運賃を協議する場合（乗合タクシー）は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要。

②運賃協議分科会の開催実績

【令和6年度】

- ・ 10月21日 「熊本連携中枢都市圏バス・電車無料の日」に係る玉名市街地循環線の運賃について

【令和7年度】

- ・ 4月16日 「玉名市街地循環線バス無料の日」の運賃について
- ・ 8月21日 「くまもと県北病院線」及び「玉名市街地循環線」の運賃について
- ・ 11月6日 玉名市乗合タクシーの運賃改定について

③運賃協議分科会規約の改正

令和7年6月に、軽微な事案についての運賃協議会の開催は要しないという考え方を国交省が示した。

改正前

臨時的な運賃改定（バス無料の日）の実施においても、運賃協議分科会を開催



改正後

軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しない

【軽微な事案とは】

- ・ 均一性運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- ・ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

玉名市運賃協議分科会規約（案）

（設置）

第1条 乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するため、玉名市地域公共交通会議の組織及び運営に関する規則（平成27年規則第10号）第7条第1項の規定に基づき、玉名市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

~~（所掌事務）（会議の開催）~~

第2条 分科会は、~~乗合旅客運送の運賃又は料金に関する必要な事項に地域における需要に応じ地域住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃又は料金について審議する場合に開催し、玉名市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）に報告するものとする。ただし、軽微な事案については、この限りではない。~~

（組織）

第3条 分科会は、交通会議の委員のうち次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 交通会議の会長（以下、「会長」という。）が住民の意見を代表する者として指名する者
- (2) 運賃又は料金を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- (4) 会長が指名する市職員

（分科会長）

第4条 分科会に、分科会長を置く。

- 2 分科会長は、分科会の委員のうちから互選する。
- 3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

（会議）

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

- 2 分科会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 分科会の庶務は、企画経営部地域振興課において処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和7年 月 日から施行する。

別 紙

第3条運賃協議分科会の委員数及び任期は下記のとおり

運賃協議分科会の委員	委員数	任期
交通会議の会長が住民の意見を代表する者として指名する者	2名以内	交通会議と同じ
運賃又は料金を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	1名	交通会議と同じ
国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者	1名	交通会議と同じ
会長が指名する市職員	1名	交通会議と同じ

※交通会議の会長が住民の意見を代表する者として指名する者は、協議する路線が存在する地区的代表者とする